

特 記 仕 様 書

- 1) 工 事 名 称 名護学校給食センター解体工事
- 2) 工 事 場 所 名護市 大西 地内
- 3) 建 築 規 模 鉄筋コンクリート造 平屋建て
- 4) 延 床 面 積 学校給食センター 320.05 m²
- 5) 本 工 事 学校給食センター 解体撤去工事 一式
- 6) 工 期 契約締結日の翌日から 令和8年12月3日
- 7) 工 事 区 分 解体撤去工事一切の工事、その他特記仕様書・設計図書に示す一切。
- 8) 質 問・回 答 設計図書の内容に疑義のある場合の質問・回答は文章（別添資料）で行う。
提 出 先 名護市教育委員会 教育施設課 建設係（担当 前川）
TEL 0980（53）5441
FAX 0980（53）5447
受 付 方 法 別紙建設工事等内容質問書により
質 問 締 切 令和8年7月30日（木）正午まで
質 問 回 答 令和8年7月31日（金）
回 答 方 法 メール・FAXにより、指名通知業者全社に回答（送信）
- 9) 工 程 会 議 毎週に1回以上とする。（各業者共に週間工程表を作成し工程会議に望むこと。）
- 10) 現 場 要 員 現場には次の要員を常駐させること。
a 現 場 代 理 人：工事契約款による。（1名）

b 主 任 技 術 者： 建築業法に基づく監理技術者又は主任技術者となり得る
国家資格取得者（1,2級建築士又は1,2級建築施工管理技士）

c 専 門 技 術 者：設計図書を熟読でき施工図の作成と工事の管理指導ができる
事。

d 現場安全管理者：諸法規による事。
- 11) 安 全 対 策（工事現場内及び関係地域とも）
工事用動線については、基本的には設計図面に示すとおりであるが、施工前には、
監督員及び関係機関と十分協議を行う。また、現場内及び周辺地域の安全・衛生管理
に十分注意する。
諸法規による他、現状に即した安全対策を充分に施すこと。また、工事関係者及び
第三者から指示がある場合は直ちに善処する事、工事用車輛の出入の際には、交通
誘導を行うこと。

- 1 2) 公害防止 1. 公害の発生防止に万全な対策をする事。
2. 降雨時、裸地面がある場合は直ちにブルーシート等で被膜すること。
3. 建物取壊しの際、粉塵などが飛散しないよう散水を行いシート等により養生すること。
- 1 3) 関係諸法 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(建設リサイクル法)及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(廃棄物処理法)又は、特定化学物質等障害予防規則を遵守すること。
本工事で発生した建設資材廃棄物は、沖縄県が廃棄物処理法に基づき許可した適正な施設で処理すること。また、場外での仮置きは原則として禁止する。
解体工事にあたり、労働安全衛生法第5条の届出を行う事。
- 1 4) 公道及び地域施設の汚損防止 公道及び地域施設の汚損防止対策に万全を期し、不測の事態が発生した場合は直ちに善処すること。
- 1 5) 各種表示版 現場内外の随所に次のような表示板を設ける事。
◆安全表示板 ◆交通表示板 ◆その他指示のあるもの。
- 1 6) 工事用看板 合板製、白地、ゴシック体文字、関係工事者も表示する事。
- 1 7) 官公署への手続き 本工事に必要な各官公署への各手続きは、事前調整を行い遅滞なく行う事。
- 1 8) 材料試験 各種材料試験成績書は、速やかに工事監督者に提出すること。
- 1 9) 検査 検査を受ける場合は、事前に検査の内容を(区分、日時)を明確に申し出るものとし、検査は自主施工管理者(現場代理人、主任技術者)立会いの元にのみ行うものとする。
検査が合格した場合においても「瑕疵」責任は、依然として請負業者にある。
※事前に自主施工管理者の検査は、終えて置くこと。
- 2 0) 工事監督事務所 工事監督事務所は設けない。
- 2 1) 工事写真 a 工事目的物が見えない又は見えにくい部分(地中埋設物及び配筋等)については、工事写真をその1つとして出来高を確認し、検査時の判断資料とするので、品質管理を徹底し、わかりやすくアピールした写真管理とすること。
b 各工程写真は、カラーとし、工事着手前の現況写真及び完成写真もカラーとする。
c 工事写真は、工事日報に添えて毎月監督員に提出すること。
- 2 2) 適用 この特記仕様書に掲げる全ての事項は本工事とし、それらにかかる工事費、維持管理費検査費及び諸経費は全て請負金額内の範囲として適用する。
本工事は一般に本要項及び特記仕様書、各図面によるものであるが、明記されなくとも工事施工上当然必要なもの及び諸法規に規定するもので請負金額内で施工するものとする。
- 2 3) 承諾 1. 事後処理については、一切認めない。
承諾願いは、予め承諾の内容を明確にするものとし、仕様書または図面に準じ

ている等、明確に申し出て提出するものとし、故意に不正をしたことが明らかになった場合は、承諾後といえども無効とする。

2. 承諾事項については、工事期間の中間迄にすべて承諾手続きを受けること。
承諾図書の関係図書はすべてA 4 左綴じとして提出すること。

2 4) 設 計 変 更 1. 設計内訳、数量に基き設計書単価でおこなう。

2 5) しゅん工 図 書 1. 請負者は、工事しゅん工に伴い下記のものを監督職員の承諾のもと納品しなければならない。

- (1) しゅん工図面(A3版)・・・2部
- (2) しゅん工データ(しゅん工図、工事写真等)・・・CDをケース入れて2部
- (3) 工事書類3は保存箱による提出とする。
- (4) その他監督員が指示するもの

2 6) その他 1. 下請けについては、市内業者（主たる営業所を名護市内に有するもの）から選定するよう努めなければならない。ただし、これにより難しいときは、市内企業に代わり北部地域企業、県内企業の順に優先し選定するよう努めなければならない。

2. 当該現場は名護小学校地内となっていることから、児童生徒の安全面に配慮しながら、搬入・搬出を行うこと。

3. 建設リサイクル法について、リサイクル法により届出をする場合は着手する7日前までに申請する。

4. 県産品の使用について、本工事に使用する資材等は、県内で生産又は製造される資材等で規格品質、価格など適正である場合は、これを優先して使用するものとする。

5. 設計単価の採用月は、営繕単価：R8. 7月、市場単価：R8. 7月となる。

6. 工期Tについては3.8ヶ月で見込んでいる
工期の設定に当たっては、休日（土日）、降雨日、台風または猛暑(14日)等を考慮した作業不能日を見込んでいる。
※積算の工期設定について契約締結日の翌日～令和8年12月3日の期間で設定を行っている

7. 車両乗り入れ口について
大型車両の乗り入れにより歩道等が破損した場合は、請負者の責任で補修を行うものとする。(安全対策はしっかり行うこと。) また、工事車両等の出入りについては、安全に注意し交通誘導を行う事。

8. アスベストについて
本工事（学校給食センター）の天井材、ビニール巾木・外部シーリング・排気ダクトフランジ・排気ダクトたわみ継手・ボイラー配管保温材にアスベストを含む材料が 混在していることから、契約後、石綿作業計画書を作成し、届出ること。

9. 残土について

名護市ストックヤードへ運搬予定。
搬出場所に変更が生じる場合は監督員と協議を行う。

10. 工事について

騒音の出る作業を行う前に学校側と調整を行うこと

11. 厨房機器について

現在稼働中のため、再利用の確認を確認できていない機器があるため、減額対象になる場合がある。

12. 熱中症対策について

熱中症対策に関する費用の計上については、共通仮設費率及び現場管理費率にて含まれているものとする。

※「一般的な熱中症対策」の例

- ・作業場用大型扇風機、作業場換気用送風機
- ・エアコン、シャワー室、給水器、冷蔵庫、製氷機
- ・熱中飴、タブレット、経口補水液の常備
- ・遮光チョッキ、空調服
- ・ドライミスト（簡易なもの）、WBGT値の計測装置、等

27) 週休2日について 営繕工事における週休2日の取組方針に基づき実施する。